

# 律蔵の解体的研究 -序説-

佐々木 閑

## I

「仏、法、僧」は仏教を構成する三つの基本要素であるが、このうちの三番目「僧」は、いうまでもなく出家修行者の生活共同体（サンガ）を意味している。そしてそのサンガを運営していくために必須の法律集が律蔵(Vinayapitaka)である。律蔵なくしてサンガなく、サンガなくして仏教は成立しない。したがって律蔵は、仏教という宗教のなくてはならぬ礎石の一つである。

しかもその律蔵には、他の「経」や「論書」などの教義的な資料とは根本的に異なる、きわめて特殊性がある。それは、「いかなるサンガにも必ず一本の律蔵が伝持されており、そしてそれは必ず一本しか伝持されていない」という特性である。これは、律蔵がサンガという組織の法律であることを考えれば全くあたりまえのことであるが、そのあたりまえのことが仏教研究においてきわめて重要な意味をもってくる。

政治的な理由によって最初から不完全な状態で成立した日本仏教は別としても、世の仏教は常にサンガを基本要素として続いてきた<sup>1)</sup>。したがって、そのサンガに「必ず、一本だけ」付随してくる律蔵は、サンガの歴史の変容を写し取る一種の写像と見ることが出来る。たとえて言えば、生物界におけるDNAのようなもので、それがいかなる生物にも「必ず、ひとつだけ」付随していることにより、DNAの流れを知ること、太古以来の生物の変遷史を知ることができるようなものである。律蔵の歴史を解明することが仏教サンガの歴史解明に繋がるということであり、それがひいては、仏教全体の歴史解明の基点ともなっていくのである。ここに律蔵研究の真の重要性がある。インドから南方パリー仏教、中国などの東アジア仏教、あるいはチベット・モンゴル仏教と、広大な仏教世界の全体を貫いてリニアに続く律蔵という法律集は、仏教

史研究にとってきわめて重要な一次資料となるのである。

現在我々の手には、六本の広律、すなわちパーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本説一切有部律』、『摩訶僧祇律』の六本と、その他数十本の律関係資料が伝わってきている。資料言語もパーリ語、サンスクリット語、漢文、チベット語と多岐にわたる。それら様々に分岐分散した律蔵資料を相互に比較分析することで、各資料間の関係を明確化し、その情報に基づいて律蔵の歴史の変遷を追跡するというのはきわめてオーソドックスな方法であり、従来、そのような方法による数多くの研究が発表され、それらのおかげで律研究は近年、格段に進展してきた。私自身、そういった流れの中で研究を継続してきた者の一人である<sup>2)</sup>。律蔵研究が仏教史解明にきわめて有効に作用するという事実はすでに周知のこととなっている。しかしながら、こういったオーソドックスな研究方法では解決できない根源的な問題が残っている。それは、律蔵という法律体系の基本的骨格が成立する以前の原初的状況の解明である。

律蔵の起源はおそらくは、出家集団統制のためにシャカムニ自身が時に応じて定めていった生活規範であろう。もちろんシャカムニ亡き後も、弟子達の手によって次々と追加されていったに違いない。そしてそれら断片的規定が蓄積していくうちに次第に法体系としての体裁を整えるようになり、「禁止事項」は波羅提木叉とその註釈である経分別になり、「運営規則」の方は犍度部となつて、現在あるような律蔵の組織へとまとめられていった。これが律蔵の基本的骨格が成立するまでの、推定される歴史の概略である。この推定に反対する仏教学者はほとんどいないであろう。しかし問題は、その、シャカムニ時代から基本的骨格形成に到るまでの変遷が、具体的にどのような経路で進んだのか、という点である。

「律蔵の成立史解明」は律蔵研究者にとって最も心惹かれるテーマのひとつだが、その最終目標はここに集約される。体系化が終了して、律蔵という法体系の全体骨格が出来上がったあとの歴史なら、現存する複数の律蔵を比較することによって解明することが可能であるし、実際解明されてきた。しかし、法体系の基本形が出来上がってくる、その原初のプロセスはどうであったか、という点に関しては、資料間の比較だけでは話が進まない。この問題を解決するためには、異なる資料間の比較研究の前に、一本の資料の内部における時代変

遷を解明していかねばならないのだが、それがほとんど進んでいないのである。

たとえば平川彰の代表的研究のひとつ『二百五十戒の研究』（およびその続編である『比丘尼律の研究』）を見ると、波羅提木叉の条文一つひとつについての極めて詳細な情報と解説が記されていて、おおよそこれで、波羅提木叉について知りうることは網羅されているように思う<sup>3)</sup>。確かにそれはそのとおりであって、現存資料に関する、これ以上高度なデータベースは望みようもない。しかしそれはあくまで、現存する律蔵の情報の集大成なのであって、そこに成立史的な視点は設定されていない。具体的に言うなら、波羅提木叉・経分別部分を構成する「条文本体」「因縁譚」「語義解釈・事例」といった各パーツを同等の重みで評価し、それらの情報をまとめ、組み上げたところに現れる解釈を、「その条文の意味」として紹介する、という構造なのである。もしそれらの諸パーツが段階を経て異なった時代に作成されたとすれば、その段階毎に解釈がずれてきている可能性があるから、そういった相互に意味のずれているすべてのパーツを足し合わせても「本来の条文の意味」は見えてこない。むしろ、そういう要素を足せば足すほど、不明確さは増すばかりである。したがって、平川の研究は、文字通り「律蔵のデータベース」としてはこのうえない価値を持っているのだが、そこで解説される意味の解釈に関しては、決してそれを鵜呑みにすることができない。その奥には、いまだ我々の前に現れていない原初期の律蔵の姿が隠されているのである。

律蔵が仏教におけるDNAのような存在だとするならば、大昔、そのDNAという化合物の構造がどういった過程で出来上がったのかという問題はきわめて重要な意味を持つてくる。DNAが出来上がったあとの生物の歴史ではなく、「どのようにしてDNAがこの世に現れたのか」という話である。それはつまり「生物とは何か」という根源的な問いに対する解答ともなり得る。律蔵の成立過程を解明するということは、それと類似した作業である。仏教という一つの組織宗教がこの世に誕生する、その有り様を、律蔵の成立史という側面から解明できるということである。

## II

私は近年、律藏の中に含まれるアディカラナ (adhikaraṇa) と呼ばれる事項について集中的に研究を行ってきた<sup>4)</sup>。アディカラナというのは基本的には、「サンガ内で生じた出家者同士の諍い事」という意味の特殊用語である。そしてこのアディカラナと、その諍い事を調停するための方法（アディカラナサマタ法）を、主にパーリ律の内部で追跡するうちに、そこに時代的な意味の変遷があることを発見した。しかもその時代区分は、律藏を構成する「比丘波羅提木叉」「比丘尼波羅提木叉」「滅諍健度前半部」「滅諍健度後半部」「附隨」などといった各パーツと一対一に対応していることが分かってきた。つまりアディカラナの意味が変遷していくその段階と、これらのパーツが作成され整備されていく段階が同期状態にあるということである。したがって、アディカラナの意味の変遷を表す時間軸上に、上記の各パーツを位置づけることで、パーリ律の成立過程も分かってくる。パーリ律という一本の律の内部で、アディカラナ概念変化を追跡することにより、パーリ律の骨格が成立するに至ったそのプロセスが見えてくるということである。この研究成果は2007年以降の5本の論文ですでに発表済みであるが、いまだ完結には至っておらず、さらに2、3本の論文をもって完成する予定である。いずれ「律藏の解体的研究 - アディカラナ編 -」としてまとめたいと思っている。

このアディカラナ研究により、基本骨格が成立する以前の律藏の発展過程を実証的に解明する見通しが立ってきた。そこで今度は、その方法を全く別の面からも適用することにした。選んだテーマは波羅提木叉・経分別そのものである。従来の研究は、波羅提木叉の各条文が示している意味は成立当初から確定していて、それが今もそのまま変化することなく守られているという前提に立っていた。しかし波羅提木叉・経分別を、「条文本体」「因縁譚」「語義解釈・事例」といった各構成パーツ毎に分けて考えていくと、必ずしもこれらのパーツが揃って同じ解釈を示しているわけではないということに気がつく。そこで、「各パーツの示す解釈を総合統一することで、条文の意味を決定する」という作業を放棄し、各パーツ毎の意味を別個の独立解釈としてとらえ、それらの間に歴史の変遷を想定していく、という新しい視点で再検討していくことに

した。平川の『二百五十戒の研究』を越えて、先に進む道が見えてきたということである。

この、波羅提木叉・経分別を対象とした「律蔵の解体的研究 -波羅提木叉編-」は、まだとりかかったばかりの萌芽的なものであるが、本稿ではその一端として、比丘尼波羅夷法に含まれる「aṭṭhavatthukāsikkhāpada」を取り上げ、その考察結果を報告する<sup>5)</sup>。

### III

#### III-(1)

律蔵 (Vinayaṭṭakā) の前半部分を構成する経分別 (Suttavibhaṅga) は、大きく分けて次の三つの要素から成っている。(1) 条文が成立するに至った経緯を述べる因縁譚、(2) 条文本体、(3) 条文内で用いられている用語の語義説明、および具体的事例。この三要素は、建て前としては同時に成立したことになる。したがって仏教世界では従来、「これら三要素の間には厳密な論理的整合性が成り立っており、そこに疑念を挟む余地はない」という前提で伝持されてきた。しかしそれを客観的な視点によって分析してみると、これら三者の間に内容的な不整合が数多く存在することが分かってくる。したがって建て前とは違って、これら三つの部分は同時に作製されたものではなく、異なる時代のものが堆積して成り立っているという状況が推定されるのである。

そこで本稿では、そのような視点に立って、比丘尼波羅夷法に含まれる aṭṭhavatthukāsikkhāpada をとりあげ、そこにみられる内容上の問題点を考察することにする。

#### III-(2)

まず、aṭṭhavatthukāsikkhāpada の内容について紹介する。この条文は、パーリ律では、八条ある比丘尼のための波羅夷法の第八番目にくる（それ以外の律ではすべて第六番目にくる）<sup>6)</sup>。そのパーリ語原文と和訳は以下のとおり<sup>7)</sup>。

yā pana bhikkhunī avassutā avassutassa purisapuggalassa hatthaggaṇaṃ

vā sādiyeyya saṅghāṭikāṇṇaggahaṇaṃ vā sādiyeyya santiṭṭheyya vā, sallapeyya vā saṅketam vā gaccheyya purisassa vā abbhāgamaṇaṃ sādiyeyya channaṃ vā anupaviseyya kāyaṃ vā tadatthāya upasaṃhareyya etassa asaddhammassa paṭisevanatthāya, ayam pi pārājikā hoti asaṃvāsā aṭṭhavatthukā.

いずれの比丘尼といえども、欲望の気持ちで一杯になり、非正法を為すために、<sup>①</sup>欲望の気持ちで一杯になった男の人が〔自分の〕手を掴むことに快感を感じたり、<sup>②</sup>〔自分の〕上衣の端を掴むことに快感を感じたり、<sup>③</sup>一緒に立ったり、<sup>④</sup>会話したり、<sup>⑤</sup>待ち合わせのところに行ったり、<sup>⑥</sup>男性が近づいて来ることに快感を感じたり、<sup>⑦</sup>人気のないところについて行ったり、<sup>⑧</sup>あるいは〔非正法を為すという〕そのために身体を配置したりしたならば、これもまた波羅夷者であり、共に住することのできない「八種の事柄を為すもの」である。

条文の末尾にある aṭṭhavatthukā 「八種の事柄を為すもの」である、という語に注目する必要がある。一般に波羅提木叉の条文は、……ayam pi pārājikā hoti asaṃvāsā 「この者もまた波羅夷者であり、共に住することはできない」とか ……āpannā nisāraṇiyaṃ saṅghādisesaṃ 「退去すべき僧残を犯した者である」といった形で終わるのが普通で、そのあとにこのような語が付加されているのは異例である<sup>8)</sup>。パーリ律の場合は、比丘と比丘尼に共通する四条の波羅夷法にはこのような語はなく、比丘尼特有の波羅夷罪四条についてのみ、このような語が末尾に付加されている。今はこの語のことを「タグ (tag)」と呼ぶことにする。

比丘尼特有の四本の波羅夷罪法において、この第八条以外の三条についている末尾のタグは以下のとおり。

第五条 …… ubbhajāṇumaṇḍalikā (「膝の皿から上」なるもの)<sup>9)</sup>

第六条 …… vajjapaṭicchādikā (罪を隠すもの)<sup>10)</sup>

第七条 …… ukkhittānuvattikā (挙された者に付き従うもの)<sup>11)</sup>

## III-(3)

パーリ律比丘尼波羅夷法第八條（他の律では第六條）において、もしこの末尾のタグがないと仮定すると、この条文は、「ここに挙げられている八種類の違法行為のどれか一つを犯したなら波羅夷罪になる」という意味で解釈できる。その解釈の妥当性は、この条文と類似した構造を持つ比丘尼波羅夷第五條（*ubbhajāṇumaṇḍalikāsikkhāpadaṃ*）によって裏付けられる<sup>12)</sup>。

*yā pana bhikkhunī avassutā avassutassa purisapuggalassa adhakkhakaṃ ubbhajāṇumaṇḍalaṃ āmasanaṃ vā parāmasanaṃ vā gahaṇaṃ vā chupanaṃ vā paṭipīḷanaṃ vā sādiyeyya, ayam pi pārājikā hoti asaṃvāsā ubbhajāṇumaṇḍalikā.*

いずれの比丘尼といえども、欲望の気持ちで一杯になり、欲望の気持ちで一杯になった男の人の鎖骨から下、膝の皿から上の部分を、さすったり揉んだり掴んだり押ししたり圧迫したりすることに快感を感じたなら、この者もまた波羅夷者であり、共に住することのできない、「膝の皿から上」なるものである。

この条文の意味は、「さすったり揉んだりという、こういった行為のどれか一つでも犯したなら波羅夷になる」ということだとされている。この解釈は、経分別の注釈部分において明示されており、文中の *vā* の存在からみても当然の解釈である。つまり、「さすったり揉んだり掴んだり」とあるのは、そういった行為のどれか一つを行うことで波羅夷になると言っているのであって、「さする」「揉む」「掴む」といった個別の行為をすべて行った時に初めて波羅夷になると言っているのではない、ということである。他にも同様な *vā* の用例は波羅提木叉の中に数多く見出される（比丘尼 *Saṅghādisesa* No. 1, 2, 3, 7 etc.）<sup>13)</sup>。したがって、今問題にしている第八條についても、それが全く同じ文章構造であることからみて、そこでいう八種類の行為のうちのどれか一つでも犯したなら波羅夷になる、と解釈するのが自然である。

ところが、比丘尼波羅夷法第八條だけは解釈が違っている。第八條の経分別が言うには、この条文が対象としているのは、「八種類の行為のうちのどれか一つを行った者」ではなく、「八種類の行為すべてを行った者が波羅夷になる」

という意味だというのである。このあと詳しく述べるが、どの律藏も、どの律藏注釈文献も、皆そろってそう考えるのである。当然ながらそれを踏襲する現代の仏教僧団も皆、その考えに従っている。なぜこのような解釈が可能になるのか。比丘尼波羅夷第五条などとの類比性からいえば、「八種類の行為のうちどれか一つを行った者は波羅夷だ」と考える方が明らかに自然であるのに、なぜ八条だけ、解釈が異なるのか。問題は、*aṭṭhavatthukā*というタグの存在にあるのではないと思われる。「八種の事柄を為すもの」という言い方は、その八種の行為をすべて為す比丘尼、という解釈につながるからである。

では、この条文は本来、どちらの意味で制定されたものなのか。「八種の行為のどれか一つを犯したら波羅夷になる」と言っているのか、それとも「八種の行為をすべて犯したら波羅夷になる」と言っているのか。問題の鍵は末尾のタグにあると思われるので、そのタグに関わる情報を、律藏文献全体にわたってみていくことにする。

### III-(4)

パーリ律の場合、この条文の直後に置かれている経分別語義説明部分では、明確に「この八種類の行為すべてを行った者が波羅夷になる」という解釈を語る。

*pārājikā hotīti: seyyathāpi nāma tālo matthakacchinno abhabbo punavirūhiyā, evam eva bhikkhunī aṭṭhamaṇ vaṭṭhaṇ paripūrentī assamaṇi hoti asakyadhīta tena vuccati pārājikā hotīti.*

「波羅夷者である」とは、たとえばてっぺんを切られたターラ樹が二度と成長できなくなるように、八つの事柄をすべて為した比丘尼は、沙門女でなく、釈女ではない。したがって「波羅夷者である」と言われるのである<sup>14)</sup>。

ただしこの文章が、条文末尾にある*aṭṭhavatthukā*という語を直接に註釈するものではないという点に注意しておかねばならない。あくまで註釈文自身の解釈として、「八種類の行為すべてを行った者が波羅夷になる」と言っているだけである。条文中に出る*aṭṭhavatthukā*という語を直接註釈する記述は、この経分別語義説明部分には全く存在しないのである。さらに、後代の注釈書で



あるSamantapāsādikāにも、学処条文中にあるaṭṭhavatthukāという語を直接註釈する文はない<sup>15)</sup>。もちろん、「八種の行為をすべて行った時点で波羅夷になる」という経分別の解釈を註釈する記述はあるが、「学処条文本体の中にあるaṭṭhavatthukāという語の意味はこれこれである」というかたちの記述はないのである。パーリ律中の経分別語義説明部分にも、そして、後代の独立した註釈文献であるSamantapāsādikāにも、aṭṭhavatthukāを註釈する個所が存在しないという事実は重要である。これによって、aṭṭhavatthukāというタグは本来、条文中に存在していなかった可能性が浮かび上がってくる。

パーリ律本体とSamantapāsādikāについてはこのような状況であるが、Samantapāsādikāよりさらに時代が下がる、波羅提木叉の注釈書Kaṅkhāvitarāṇīには興味深い情報がある<sup>16)</sup>。Kaṅkhāvitarāṇīも、「八種の行為をすべて行った時点で波羅夷になる」という経分別の解釈は採用するが、学処条文中にあるaṭṭhavatthukāという語を直接註釈する文はない。この点はSamantapāsādikāと同じである。ただSamantapāsādikāとは違って、その注釈文中に「aṭṭhavatthukā」という語が現れるのである。それは以下のような文である。

*ayam pi pārājikā ti yathā purimāyo, evaṃ ayam pi bhikkhunī etassa kāyasamsaggasaṅkhātassa asaddhammassa paṭisevanatthāya etāni aṭṭhavatthūni paṭipāṭiyā vā uppaṭipāṭiyā vā pūretvā aṭṭhavatthukā nāma pārājikā hotī ti.*

「この者もまた波羅夷者である」とは、先と同様、この比丘尼もまた、この、「身体接触」と名付けられた非正法を為すために、これらの八つの事柄を、順番に沿ってであろうが、とびとびであろうが、満たせば、「八種の事柄を為すもの (aṭṭhavatthukā)」という名の波羅夷者になるのである。

読んで分かるとおおり、ここは条文中の「この者もまた波羅夷者である」という句に対する註釈である。その中にaṭṭhavatthukāという語があらわれ、それはこの犯罪比丘尼の「名称」だと言っている。したがって、Kaṅkhāvitarāṇīの段階で、aṭṭhavatthukāという名称が用いられていたということが分かるし、しかもそれは、条文中の文言ではなく、その条文で規定される犯罪比丘尼を指すための、まさに「タグ」として用いられていたことが判明する。したがって

このような状況からみても、本来atthavattthukāという語は条文にはふくまれていなかったが、ただ、便宜的な呼び名として、その条文がatthavattthukāと呼ばれており、それがいつのまにか条文の一部として扱われるようになった、という過程が想定できることになる。パーリ律に関してはこのような状況である。続いて他の律を見てみよう。

### Ⅲ-(5)

#### 『四分律』

状況はパーリ律と同じである。

若比丘尼染汚心。知男子染汚心。受捉手捉衣。入屏处共立共語共行。或身相倚或共期。是比丘尼波羅夷不共住。犯此八事故<sup>17)</sup>。

もしも欲望の気持ちを起こした比丘尼が、相手の男性も欲望の気持ちを起こしているということを知って、その男性に自分の手や着物を触らせたり、人目につかない場所へ入ったり、一緒に立ったり、一緒に会話をしたり、一緒に行ったり、身体を寄せたり、デートの約束をしたりしたなら、この比丘尼は波羅夷を犯したことになる、共住することはできない。なぜなら、彼女はこれらの八種の事柄を犯したからである。

この条文にもパーリ律と同じく末尾にatthavattthukāに相当する語があったものと思われる。それが、文中に読み込まれて「なぜなら、彼女はこれらの八種の事柄を犯したからである」と訳されたものと思われる。しかし経分別中の語義説明部分には、この「なぜなら、彼女はこれらの八種の事柄を犯したからである」という句を直接註釈する文は存在しない。ただ、独自の解釈として、「八種の違法行為のうちの一つずつを犯しても未遂罪であり、八つすべてを犯した段階で波羅夷になる」という文をだす<sup>18)</sup>。この状況はパーリ律や、このあと紹介する『五分律』と同じである。

そして『四分律』では、パーリ律同様、比丘尼にだけ適用される四条にのみ、末尾にタグがついている。

第五条「…… 是比丘尼波羅夷不共住。是身相触也。」<sup>19)</sup>

第七条「…… 是比丘尼波羅夷不共住。覆重罪故。」<sup>20)</sup>

第八条「…… 是比丘尼波羅夷不共住。犯隨舉。」<sup>21)</sup>

### Ⅲ-(6)

#### 【五分律】

若比丘尼欲盛變心。受男子捉手捉衣共期獨共行獨共住獨共語獨共一座坐身親近男子。八法具者。是比丘尼得波羅夷不共住<sup>22)</sup>。

もしも欲望の気持ちを起こした比丘尼が、男性に自分の手や着物を触らせたり、デートの約束をしたり、二人だけで行ったり、二人だけでどこかにいたり、二人だけで語ったり、二人だけで同じ場所に坐ったり、その男性に身体を寄せたりしたなら、[これら] 八種の行為をすべて行った場合、この比丘尼は波羅夷を犯したことになる、共住することはできない。

この条文にもパーリ律や【四分律】と同じく末尾にaṭṭhavatthukāに相当する語があったものと思われる。それが、文中に読み込まれて「[これら] 八種の行為をすべて行った場合」と訳されたのであろう。しかし直後で語られる語義説明の箇所では、この句を直接註釈する文は存在しない。ただし「解釈」として、「八事のうちのひとつずつを犯したら未遂罪であり、八つすべてを犯した段階で波羅夷になる」という文をだす。状況はパーリ律や【四分律】と同じである。

しかしこの【五分律】ではパーリ律や【四分律】と違って、比丘尼にだけ適用される四つの条文のうち、この第六条以外の末尾にはどれも、タグがついていない。第六条の条文末尾にのみ、タグがついているのである。もともと四カ所についていたタグのうちの3つが脱落して1つ残ったということはあるそうもないので、より高い可能性としては、【五分律】の「比丘尼にだけ適用される四条の波羅夷法条文」の末尾には、もともとパーリ律や【四分律】のようなタグはついていなかったが、第六条だけ、あとで他の律にならってタグを導入したという推測が成り立つ。このあと示すが、【十誦律】と【根本説一切有部苾芻尼毘奈耶】も同じくこの1条だけにタグをつけているし、【摩訶僧祇律】ではタグのついた条文がひとつもない。やはり「最初、この条文にだけタグが付加され、それが後になってから他の3条にもつけられるようになった」と考

えるのが妥当である。

Ⅲ-(7)

【十誦律】

若比丘尼有漏心。聽漏心男子捉手捉衣。共立共語共期入屏覆處。待男子來。舉身如白衣女。以是八事示貪著相。是比丘尼犯波羅夷不應共住<sup>23)</sup>。

もしも欲望の気持ちを起こした比丘尼が、欲望の心を起こした男性に、自分の手や着物を触らせたり、一緒にいたり、一緒に語ったり、デートの約束をしたり、人目につかない場所へ入ったり、男性が来るのを待っていたり、在家の女性のような身振りをしたりして、[これら] 八種の行為によって愛欲の気持ちを表現したなら、この比丘尼は波羅夷を犯したことになり、共住することはできない。

この条文にもパーリ律や『四分律』、『五分律』と同じく末尾にaṭṭhavatthukāなるタグがあったものと思われる。それが、文中に読み込まれて「[これら] 八種の行為によって愛欲の気持ちを表現したなら」と訳されたのであろう。しかし直後で語られる語義説明の箇所では、この句を直接注釈する文は存在せず、「解釈」として、「[これら] 八種の行為によって愛欲の気持ちを表現することによって波羅夷になる」という文および「八事のうちの一つずつを犯しても偷蘭遮であり、八つすべてを犯した段階で波羅夷になる」という文をだす。ここもパーリ律、『四分律』、『五分律』と状況は変わらない<sup>24)</sup>。

なお、タグに関しては『五分律』と同じく、比丘尼にだけ適用される四つの波羅夷罪条文のうち、第六条の末尾にのみタグがついており、他の三条にはついていない。

Ⅲ-(8)

【根本説一切有部苾芻尼毘奈耶】<sup>25)</sup>

若復苾芻尼自有染心。共染心男子掉擧戲笑指其處所定時現相來去丈夫情相許可在可行非處縱身而臥。如是八事共相領受。若苾芻尼作是事者亦得波羅市迦不應共住<sup>26)</sup>。

もしも欲望の気持ちを起こした比丘尼が、欲望の心を起こした男性と一緒に身体を触れ合わせ、笑い、場所を指定し、時間を指定し、身振りを示し、男性の気持ちを受け入れ、不適切な場所で横になり、これら八種の行為をすべて行ったなら、この比丘尼は、この事によって波羅夷を犯したことになる、共住することはできない。

yang dge slong ma gang chags par gyur pas skyes pa chags pa dang lhan cig brda byed dam / dus 'debs sam / mtshan ma ston tam / 'phyar g-yeng dang / gzhogs stegs dang / rtsa ba hral byas pas skyes pa 'ongs pa bdag gir byed cing / gang du bud med skyas pas bgrod par byar rung ba phyir bzlog tu med pa'i gnas su lus bkan te gnas brgyad po 'di dag tu dge slong mas ltung ba byas na byas ma thag tu de dge slong mar mi rung ba yin gyis gnas par mi bya 'o / <sup>27)</sup>

この条文にも、パーリ律や『四分律』、『五分律』、『十誦律』と同じく末尾に aṭṭhavatthukāの語があったものと思われる。それが、文中に読み込まれて「これら八種の行為をすべて行ったなら」と訳されたのであろう。条文中に aṭṭhavatthukā、あるいはそれに相当する語が入っていたことは、チベット語訳からも確認できる。しかも興味深いことに、後ろの語義説明において、その「これら八種の行為をすべて行ったなら」という句が、

「これら八種の行為をすべて行ったならとは、これらの八種の行為すべてを、欲望の心で行ったなら、ということである」

というように、条文中の句を説明するというスタイルに沿って解説されている<sup>28)</sup>。この点はパーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』と根本的に異なる点である。そして上記の四律と同様に、「八事のうちの一つずつを犯しても偷蘭遮であり、八つすべてを犯した段階で波羅夷になる」という解釈も出し、さらにはそれを念押しするための偈まで示されている<sup>29)</sup>。

そして『五分律』、『十誦律』と同じく、比丘尼にだけ適用される四つの波羅夷罪条文のうち、この条文以外の他の三条にはタグがついていない。

## III-(9)

『摩訶僧祇律』<sup>30)</sup>

若比丘尼漏心。與漏心男子申手内住共語。受促手促衣。來歡喜請坐。曲身就共期去。是比丘尼波羅夷。不應共住。<sup>31)</sup>

もしも欲望の気持ちを起こした比丘尼が、欲望の心を起こした男性の手の届く距離に身を置き、一緒に語り、自分の手や着物を触らせ、その男性がやって来ることを喜び、座席に招き、身体を任せたり、待ち合わせをして行ったりしたなら、この比丘尼は波羅夷であり、共住することはできない。  
yā puna bhikṣuṇī avaśrutā avaśrutasya puruṣasya anto hasta-pāśasya saṃtiṣṭheta vā/ saṃlāpenata vā /hasta-grahaṇam vā /civara-grahaṇam vā sādīyeya/ āgatam vā abhinandeya /āsanena vā upanimantreya /kāyam vā anuprayaccheya/ saṃketa-kṛtam vā gaccheya/ iyaṃ pi bhikṣuṇī pārājikā bhavaty asaṃvāsya<sup>32)</sup>

きわめて興味深いことに、『摩訶僧祇律』のこの条文には、他の律と違って、文中にタグ *aṭṭhavatthukā* に相当する語がない。サンスクリット資料である *Bhikṣuṇī Vinaya* からそれは裏付けられる。そして他の第五、七、八条にもタグはついていない<sup>33)</sup>。

一方、経分別の註釈文においては、「八種の行為のうち、一つ一つを犯したなら未遂罪であり、八つすべてを行った段階で波羅夷になる」という註釈が記されている (*Bhikṣuṇī Vinaya* も同様)<sup>34)</sup>。

したがって、『摩訶僧祇律』の場合、経分別の註釈部分が「八つの行為のすべてを行った段階で波羅夷になる」という解釈をとる点では他の律と同じなのだが、それを支持する *aṭṭhavatthukā* なるタグが条文中に含まれていない。したがって、その解釈はあくまで経分別の註釈が作成された段階でのみ示されていることになる。

## IV

以上のことから、次のような仮説が想定される。

Atthavattthukāsikkhāpadaの条文には本来、その末尾にatthavattthukāというタグはついていなかった。したがってその段階での規則の意味は、「八種類ある違反行為のどれかひとつでも犯せば波羅夷になる」というものであった可能性が高い。

根拠1：「根本有部律」以外のすべての律が、経分別語義説明部分で、タグ部分を註釈しない。

根拠2：パーリ語で書かれた後代の律註釈文献も、タグ部分を註釈しない。

根拠3：『摩訶僧祇律』の条文にはタグ自体が存在しない。

根拠4：同じ律の中、Atthavattthukāsikkhāpadaと全く同じ文章構造を持つ複数の条文が、皆そろって「列挙項目のうち一つでも犯せば罪になる」という解釈で理解されているのに対して、Atthavattthukāsikkhāpadaに対する経分別の解釈だけが特異である。

しかしその後、経分別が成立した段階で「八種類の行為をすべて犯した時点ではじめて波羅夷になる」という新たな解釈が登場した。

根拠1：すべての律の経分別語義説明部分での解釈、およびパーリ語で書かれた後代の註釈文献が揃って、この解釈を採用している。

その新しい解釈を明示するためにこの条文はatthavattthukāと呼ばれるようになったが、いくつかの律ではその呼び名が条文の末尾にタグとして挿入され、いつしか条文の一部として扱われるようになっていった。挿入したのはパーリ律、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『根本有部律』の五本。一方、『摩訶僧祇律』は、この操作を行わなかったためタグが存在しない。『摩訶僧祇律』も「八種類の行為をすべて犯した時点ではじめて波羅夷になる」という新たな解釈を導入した点は他の律と同じなのだが、それを表すためのタグを用いなかったか、あるいは用いていても、それを条文の末尾にはつけなかったのである。

こうして上記の五種類の律ではAtthavattthukāsikkhāpadaの条文の末尾にタグが挿入されたのだが、さらにパーリ律と『四分律』では、それと同じ操作が、その他の三本の「比丘尼にだけ適用される条文」にも行われ、その結果、四本ある「比丘尼にだけ適用される条文」すべてにタグが付くこととなった。なお、「根本有部律」では、タグと経分別と間に整合性を与えるため、「これら八種の行為をすべて行ったなら」とは、これらの八種の行為すべてを、欲望の心で行っ

たなら、ということである」というかたちで、条文中の句を説明するというスタイルが導入された。これは「根本有部律」の經分別部分が他の律よりも一層、編集の度合いが進んでいることを示している。

以上の仮説に従うなら、この条文は本来、「八種の行為のどれかひとつでも犯せば波羅夷になる」というきわめて厳しい規則であったものが、後に經分別が作成された段階で、「八種のすべてを犯した時点ではじめて波羅夷になる」という形に緩和されたことになる。現在は、その緩和された規則の方が正統解釈として、スリランカやタイなどのパーリ仏教世界でも、チベットでも、韓国や台湾などの東アジア仏教国でも受け入れられている。しかしそれは本来の条文が意図していたものではなく、後の改変の結果現れてきた新解釈である。

このように、律藏の発生期を歴史的に解明するという作業は、シャカムニ時代の本来の仏教と現在の仏教にいかなる相違があるかを解明することに直結するから、その影響は大きい。そういう意味でも、このテーマを着実かつ慎重に追求していくことには大きな意味があるものと考えている。

## 註

- 1) 佐々木閑『「律」に学ぶ生き方の智慧』新潮選書、2011。
- 2) たとえば佐々木閑『インド仏教変移論 -なぜ仏教は多様化したのか』、大蔵出版、2000年は、そういった律資料の相互比較をもとに、アショカ王時代以降の僧団変遷の模様を探求した研究である。
- 3) 平川彰『二百五十戒の研究』I-IV、「平川彰著作集第」14-17巻、春秋社、1993-1995年；同『比丘尼律の研究』、「平川彰著作集第」13巻、春秋社、1998年。
- 4) 佐々木閑「律藏の中のアディカラナ1」、『仏教研究』、第35巻、pp. 135-193、2007年；同「律藏の中のアディカラナ2」、『仏教研究』、第36巻、pp. 135-166、2008年；同「律藏の中のアディカラナ3」、『仏教研究』、第37巻、pp. 141-189、2009年；「律藏の中のアディカラナ4-(1)」、『仏教研究』、第38巻、pp. 163-190、2010年；同「律藏の中のアディカラナ4-(2)」、『仏教研究』、第39巻、pp. 127-154、2011年。
- 5) このテーマに関しては、すでに3回の研究発表と1回の論文発表（現在校正中）を行っている。



## ○研究発表

1. "An Analytical Study of the Bhikṣuṇī Pārājika Rules in the Vinayas", (*Buddhist Nuns in India*, 2011年4月16-17日, University of Toronto)。比丘尼波羅夷罪 *Aṭṭhavatthukāsikkhāpada*の分析。本稿は、この発表を論文にしたものである。

2. "An Analytical Study of the First Pārājika Rule for the Monk", (XVIIth Congress of the International Association of Buddhist Studies, Dharma Drum Buddhist College in Jinshan, Taiwan, 2011年6月20-25日。比丘波羅夷罪第一条の分析。

3. 「波羅夷罪の成立史的考察 - 比丘の波羅夷第四条 -」、日本印度學佛教學會學術大会、龍谷大学、2011年9月7-8日。比丘波羅夷第四条の分析

## ○論文

1. 「波羅夷罪の成立史的考察 - 比丘の波羅夷第四条 -」、『印度學佛教學研究』第60巻第1号、2011年、pp. (212) - (220)。

6) 関連箇所の研究：E. Waldschmidt, *Bruchstücke des Bhikṣuṇī-Prātimokṣa der Sarvāstivādins*, Kleinere Sanskrit-Texte, Heft III, Leipzig 1926, pp. 76-78; Ch. Kabilsingh, *A Comparative Study of Bhikkhūnī Pāṭimokkha*, Varanasi, 1984.

7) H. Oldenberg, *The Vinaya Piṭakaṃ*, IV, PTS 1882, pp.220-221; K. R. Norman, *The Pāṭimokkha*, PTS 2001, p.121. Normanによる英訳は次のとおり。

Whatever bhikkhūnī, overflowing with desire, for the sake of following what is verily not the rule, should consent to the holding of the hand by a male person who is overflowing with desire or should consent to the holding of the edge of [her] outer cloak or should stand or should talk or should go to a rendezvous or should consent to a man's approaching [her] or should enter into a covered place or should dispose the body for such a purpose, she too becomes defeated, not in communion, [being] a doer of the eight things.

8) *aṭṭhavatthukā*が女性形になっているのは、主語の比丘尼を受けているからである。したがってその点も含めて訳せば、「八種の事柄を為す比丘尼」となる。

9) Oldenberg, *The Vinaya Piṭakaṃ*, IV, p. 213, line 37; Norman, *The Pāṭimokkha*, p.118. Oldenberg, *The Vinaya Piṭakaṃ*は、比丘、比丘尼共通の4本の条文を省略した形となっているため、この第5条は第1条とされており、次の第6条は第2条、第7条は第3条になっている。

10) Oldenberg, *The Vinaya Piṭakaṃ*, IV, p.217, line 2; Norman, *The Pāṭimokkha*,

p. 118.

- 11) Oldenberg, *The Vinaya Piṭakaṃ*, IV, p. 218, line 27; Norman, *The Pātimokkha*, p. 120.
- 12) Oldenberg, *The Vinaya Piṭakaṃ*, IV, p.213 ; Norman, *The Pātimokkha*, p. 118.  
Normanによる英訳は次のとおり :

Whatever bhikkhunī, overflowing with desire, should consent to the rubbing or rubbing up against or taking hold of or touching or pressing against, below the collarbone, above the circle of the knees, of a male person who is overflowing with desire, she too becomes defeated, not in communion, [being] one who touches above the circle of the knees.

- 13) Norman, *The Pātimokkha*, p. 124, 128.
- 14) I. B. Hornerの英訳 : *She becomes one who is defeated* means : as a palmyra tree cut off at the crown cannot become one for new growth, so a nun, completing the eight courses, becomes one who is not a (true) recluse, not a daughter of the Sakyans; therefore she is called *she becomes one who is defeated*. (I. B. Horner, *The Book of the Discipline*, Vol. III, London 1942, p. 175).
- 15) J. Takakusu and M. Nagai, *Samantapāsādikā*, Vol. IV, London 1934, pp. 904-906.
- 16) K. R. Norman and W. Pruitt, *Kaṅkhāvitaraṇī*, PTS, Oxford 2003, p.284; Oskar von Hinüber, *A Handbook of Pāli Literature*, Berlin 1996, pp. 109-111.
- 17) 大正22, 716a. 因縁譚は、羅難陀比丘尼が金持ちでハンサムな男性と、これら八種の行為を行ったというもの。羅難陀比丘尼が八種の行為をすべて行ったことが明示されている。
- 18) 大正22, 716b.
- 19) 大正22, 715b, 9行目。
- 20) 大正22, 716c, 23行目。
- 21) 大正22, 717c, 21行目。
- 22) 大正22, 78b. 因縁譚は若干文脈に不可解な点がある。まず冒頭に「諸比丘尼が男子の捉手・捉衣を受け、共に期し、ひとり共に行き、ひとり共に住し、ひとり共に語り、ひとり共に一座に坐し、身男子に親近し、欲染心によって復道をねがわず、還俗したり外道になったりした」という話があり、直後に「儉羅難陀比丘尼が新しい衣を着て、身体をきれいにしておいて多くの人のいるところに行き、男たちがその手や衣に触って、その美しさを称賛するに任せていた」という話が続く。そしてこのこと(どのことか不明)を知った世尊は、二部僧を集め、比丘尼たちに「このような八法を行ったか」と尋ね、これを機縁

として条文を制定する。偷羅難陀比丘尼の話だけが文脈から浮いている。その前後は「諸比丘尼」が主役となっていることから、偷羅難陀比丘尼の話は後の挿入ではないかと思われる。しかし、そうすると、「八事を為して比丘尼をやめてしまう者が多かったので、そのような行為を波羅夷として禁じた」ということになるが、これでは波羅夷罪を制定する意味がない。このように『五分律』の因縁譚は二重の意味で不合理を含んでいる。

- 23) 大正23, 303c. 因縁譚は、助調達比丘尼と六群比丘が一緒にいて、助調達比丘尼が六群比丘に、手を捉り衣を捉ることを許す、などの八種の行為を行ったという話。
- 24) 条文中と、後ろの語義説明部分の文言が一致している（「以是八事示貪著相」）。これは本来、語義説明の中で現れていた「用是八事示貪著相。」という文章が、後で学処本文の方に挿入されて条文の一部に利用されたという状況を推測させる。
- 25) 「根本説一切有部苾芻尼毘奈耶」では、パーリ律などと違って、比丘との共通条項も省略されることなく記載されている。その第一条（姪法）には長大な因縁譚が付されており、後半の語義説明や判例中にも種々の説話が組み込まれている。それに対して第二条（不与取学処）から第四条（妄説自得上人法学処）までは、比丘戒をなぞっただけの極めて簡略な形で記している。
- 26) 大正23, 930c. この条文の因縁譚は次のようなものである。ハンサムな男性に惚れた吐羅難陀比丘尼が、その男性と約束し、房舎に引き入れ、抱きしめられるなどしたが、姪法を犯すのが怖くなってその男性を追い出そうとする。しかし彼女が、最初は自分の方から積極的にそういった行為を受け入れたという点をとがめられて、世尊が学処を制定した、というもの。注目すべきは、因縁譚自体が、吐羅難陀比丘尼が八種の行為をすべて行ったということの一つのストーリーとして表す形になっている点。「八種すべてを行った時点で波羅夷になる」という解釈が因縁譚によって表現されている。
- 27) Derge版 Taipei Edition, Ta 78b (Vol. 2, 23-2-1) ; 北京版 The 75b (Vol. 43-276-3-6)。これは「根本有部律」の中、「比丘尼経分別」に含まれている条文の文章である。「比丘尼波羅提木叉」の中の条文ではない。なぜわざわざこのようなことを注記するのかという理由がある。最近になってカナダ、マクマスター大学のShayne Clarkeにより、「根本有部律」比丘尼関連資料の系統に関して重大な発見がなされた。いまだ印刷物としては発表されていないが、二度にわたる学会発表および筆者が個人的に聞いたところによると、その概要は以下のとおり。
- 比丘尼律に関して「根本有部律」およびVinayasūtraは大きく2つの系統に分

かれており、さらにそれは5つの二次的な流れに分岐している。

1. 第1系統の第1分岐: 漢訳の「根本有部律」に入っている「比丘尼波羅提木叉」および「比丘尼經分別」
2. 第1系統の第2分岐: チベット訳根本有部律「比丘尼經分別」
3. 第1系統の第3分岐: Ārya-sarvāstivādi-mūla-bhikṣuṇī-prātimokṣa-sūtra-vṛtti (チベット訳で現存)
4. 第2系統の第1分岐: チベット訳根本有部律「比丘尼波羅提木叉」
5. 第2系統の第2分岐: Vinayasūtra (サンスクリット及びチベット訳)

プトンはVinayasūtraに基づいて第2グループを正統な根本有部律とみなしており、「比丘尼經分別は非正統な文献である」と言っている。しかしそれが漢訳根本有部律と一致することから、むしろ比丘尼經分別の方が正統な根本有部律であったということになる。Clarkeはこの発見に基づいて、根本有部の歴史的、地理的特性についても詳しく論じている。いずれ詳細な研究が出版されるであろう。

したがって今後は、「根本有部律」の比丘尼律を使用する場合には、これら異なる系統の文献を個別に扱わねばならないこととなった。本稿でもそうすべきなのであるが、それにはまず「根本有部律」の比丘尼律関係資料の全体像を把握しなければならず、現段階でそれはとうてい実行不可能な作業である。将来の課題として残しておかざるを得ない。ともかくここでは、漢訳と同系統のチベット訳「比丘尼經分別」に含まれている条文を提示しておく。なお、チベット訳「比丘尼波羅提木叉」における当該箇所は、Derge版 Taipei Edition, Ta 5a (Vol. 2, 1-7-5); 北京版 The 4a (Vol. 43-247-5-5) である。

28) 大正23, 930c, 20行目。

29) 大正23, 930c, 25行目。

30) 「根本有部律」同様、比丘との共通条項も省略されることなく記載されている。特徴は、第一条(姪戒)の前に、Mahāpajāpati Gotamīによる比丘尼僧団成立の話が記載されていること。ただし実際の内容は「如広説大愛道出家線經中」として、省略されている。そして波羅夷のうち、比丘との共戒四条は、因縁譚は「比丘の場合と同じ」として、条文だけが示されている(第一条に関しては多くの判例が示されるが第二から第四条は条文のみ)。

31) 大正22, 516a. 因縁譚は、釈迦族のハンサムな男性に恋をした頼吒波羅比丘尼が、その男性に頼んで、近住、共語、促手、促衣などの八種の行為をしてもらったというもの。これを機縁として条文が制定される。

32) G. Roth, *Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna 1970, p. 89.

- 33) Roth, *Bhikṣuṇī Vinaya*, p. 84, 93-94, 100.
- 34) Roth, *Bhikṣuṇī Vinaya*, p. 91.